

# 高レベル放射性廃棄物の地層処分について 第三者委員会による国民的・民主的な議論を求める

2020年8月13日に北海道寿都町長が、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定にかかる文献調査立候補の意向を示した。さらに神恵内村がそれに続いての立候補の動きとなった。

2017年7月に経済産業省資源エネルギー庁が公表した「科学的特性マップ」では、寿都町は「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」に分類され、「輸送面でも好ましい地域」とされている。一方神恵内村は、好ましい地域が村の南部のわずか1割にも満たない部分に色塗りされている。寿都町と神恵内村には1996年に発生した豊浜トンネル岩盤崩落の場所と同じ種類の脆弱な火碎岩が広く分布するうえに、寿都町には黒松内低地断層帯に代表される多くの活断層が確認されている。どちらも最終処分地としてふさわしい場所ではない。

1999年に発表された核燃料サイクル開発機構の「第2次とりまとめ」において、高レベル放射性廃棄物の地層処分が日本国内で可能であるとされ、それを基に、2000年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が短期間の国会審議で成立した。しかし、「第2次とりまとめ」の内容には、多くの問題点が指摘されている。さらに、2012年と2015年に学術会議が公表した高レベル放射性廃棄物の処分に関する「回答」と「提言」では、暫定保管の提案と国民合意の必要性や、地層処分に対する慎重な姿勢が示された。多くの専門家から地層処分に対する疑問・課題・危険性が指摘されており、その安全性が確認されているわけではない。

原子力発電環境整備機構（以下NUMO）は、全国で「科学的特性マップ」を周知するための「対話型全国説明会」を開催しているが、地層処分を前提とする説明内容からは、国民の素朴な疑問に正面から向き合う姿勢はまったく認められない。「より専門家向け」として2018年にNUMOが公表した包括的技術報告書は、文献調査へ突き進むためのまとめ文書であり、極めて問題が多い。現在、全国の24自治体で「地層処分拒否条例」が可決され、地層処分に対する住民・自治体の反発は高まっており、地層処分そのものを議論する必要性があるといえる。しかし「地層処分ありき」の国やNUMOの姿勢、あるいはNUMOに加担・協力し、結果として地域に深刻な分断をもたらすような地層処分だけの姿勢では、国民が問題点や課題を確認し、安全性について十分に議論することができない。

高レベル放射性廃棄物の処分方法の検討・論議に対しては、地質学・地震学・地下水学・土木工学などの科学者・技術者および市民代表などの広範な人からなる、地層処分を前提としない中立公正で開かれた第三者委員会の設立を求める。地球科学の研究に深くかかわる学術団体である我々地学団体研究会は、高レベル放射性廃棄物処分に関する国民的・民主的な議論の推進役として、専門的研究・普及・組織作りの活動を進めていく決意である。

2020年11月8日

第74回地学団体研究会総会（東京）